

2.0 厳選日本株ファンド

追加型投信／国内／株式

ニューノーマル時代をリードする企業へ厳選投資

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する詳細情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。

【委託会社】(ファンドの運用の指図を行う者)

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号

設立年月日:2004年4月8日

資本金:1億4,050万円(2023年9月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:7,075億円(2023年9月末現在)

【受託会社】(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

三菱UFJ信託銀行株式会社

電話番号:03-6267-1901(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス: www.manulifeim.co.jp/

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファンド

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

- 本目論見書により行う「2.0 嶹選日本株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月20日に関東財務局長に提出しており、2023年12月21日にその届出の効力が発生しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身でも記録しておくようにして下さい。販売会社については、前記の照会先にお問い合わせ下さい。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1 主としてわが国の金融商品取引所に上場されている株式に投資を行います。

- 確信度の高い30銘柄程度に厳選し、中長期的な値上がり益の獲得をめざします。
- 投資対象は大型株式に限定せず、流動性を考慮した上で中小型株式にも投資を行います。

2 ライフスタイルや経済構造の変化によって顕在化する需要に着目し、それらの恩恵を受けると考えられる企業に投資を行います。

- ライフスタイルや経済構造の変化によって需要が顕在化するテーマを定め、各テーマにおいて成長が期待される企業に投資を行います。
- テーマについては、ライフスタイルや経済構造の変化に応じて、適宜見直しを行います。

3 運用にあたっては、独自の企業調査をもとに銘柄選定を行い、ポートフォリオを構築します。

- 銘柄選定にあたっては、フリー・キャッシュフローを持続的に生みだすことが期待される銘柄を選定します。
- 海外拠点と連携し、海外の企業との比較分析を行うことによって、グローバルな視点で投資を行います。

運用プロセス

日本株式運用チームは、グローバル株式運用チームの一員として定期的にグローバルネットワークを活かして投資アイディアの交換を行うほか、銘柄分析においては世界中の競合他社との比較を行い、運用を行います。

運用プロセス

スクリーニング

- フリー・キャッシュフロー
- 時価総額・流動性

グッドカンパニー分析

持続的にフリー・キャッシュフローを生み続ける
企業など

DCFモデル*を活用

ポートフォリオ (30銘柄程度に厳選)

*将来にわたって生み出されるフリー・キャッシュフロー
を現在価値に割り引いて企業価値を評価する手法を
用いたモデル

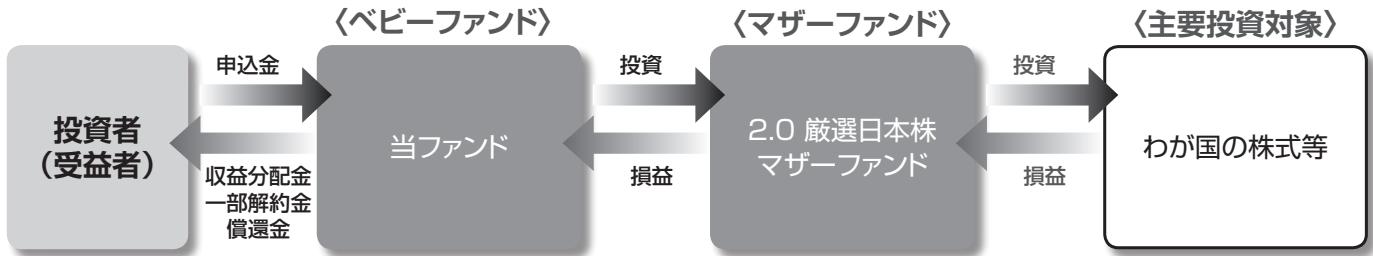
※ファンドの運用にあたっては、マニュライフ・インベストメント・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドから運用助言を受けます。
※運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。



委託会社の概要

マニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社は、グローバル金融サービスを提供するマニュライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの一員として、日本で資産運用サービスを提供しています。

主な投資制限

- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- デリバティブ取引は行いません。

分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しますが、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
集中投資リスク	ファンドは実質的に少数の銘柄に集中投資を行うため、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、1銘柄の株価変動による影響が大きくなる可能性があります。ファンドの基準価額は、日本の株式市場全体の平均的な値動きにかかわらず、より大きく変動する場合や、市場全体の動きとは異なる動きをする場合があります。投資対象とする特定の銘柄を大量に売却しなければならなくなつた場合、市場動向や取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下で取引を行えない、または取引が不可能となる場合は、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合にはその影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

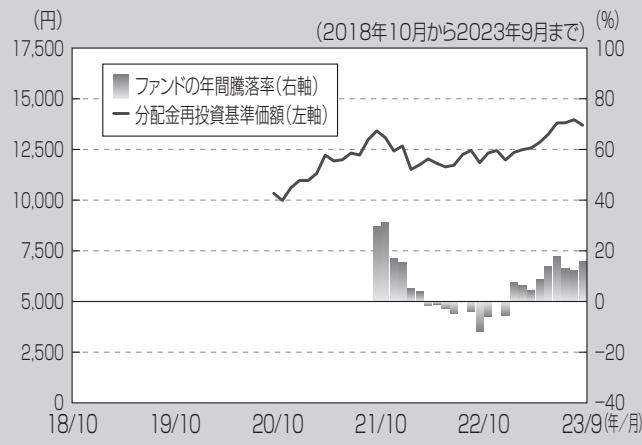
- **当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。**
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスク管理体制

委託会社では、投資信託のパフォーマンスおよびその運用リスク等の評価・分析を行う投資信託パフォーマンス・レビュー、法令、諸規則の遵守状況、投資信託約款および運用ガイドラインに基づく運用制限等の遵守状況の報告・審議を行うリスク管理委員会の2つの検証機能を有しております。外部運用委託先等についても同様の報告・審議を行い、適切に管理しております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

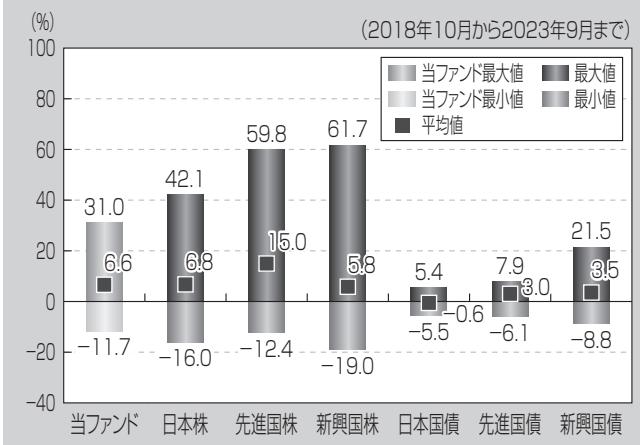
(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当ファンドは設定日が2020年9月1日であるため、2020年9月末以降の分配金再投資基準価額を表示しています。当ファンドの年間騰落率は2021年9月から2023年9月で算出しています。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。なお、当ファンドは、設定日が2020年9月1日であるため、2021年9月から2023年9月で算出した年間騰落率の数値を表示しています。

*各資産クラスの騰落率を計算するために使用した指数

日本 株・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)

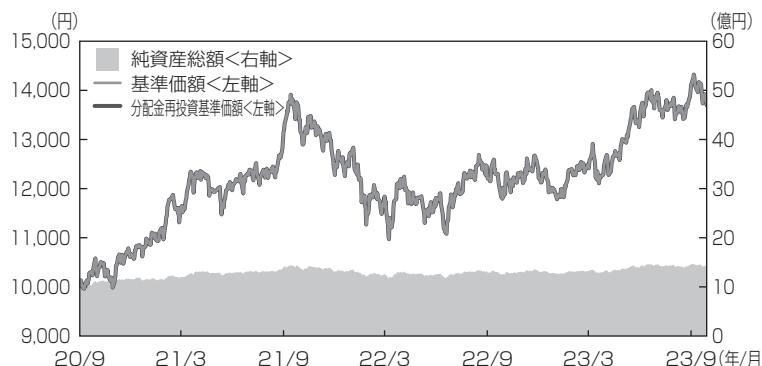
(注1)海外の指数は、各資産クラスに為替ヘッジなしによる投資を行うことを想定して、円換算ベースの指数を採用しております。

(注2)上記各指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はその指数を算出、公表しているそれぞれの主体に属します(東証株価指数:株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社、MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックス:MSCI Inc.、NOMURA-BPI国債:野村ファイデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社、FTSE世界国債インデックス:FTSE Fixed Income LLC、JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド:J.P.Morgan Securities Inc.)。また、各社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

2023年9月29日現在



※基準価額、分配金再投資基準価額は、信託報酬等控除後の値です。

※分配金再投資基準価額は、税引き前分配金を全額再投資したものとして計算しています。また、

換金時の費用・税金等は考慮していません。

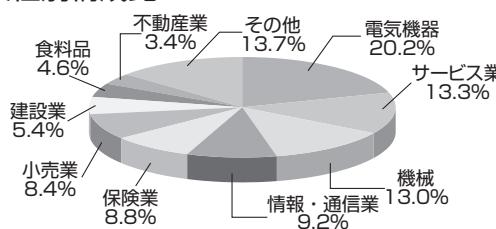
主な資産の状況

●マザーファンドの資産の状況を記載しています。

資産別構成比

	比率
株式等	98.0%
現預金等	2.0%

業種別構成比



※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。

※業種別構成比、テーマ別構成比は現物株式評価額に対する比率です。

※業種は東証33業種分類としています。

※テーマはマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社による独自の分類としています。

※資産別構成比、業種別構成比、テーマ別構成比は数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

組入上位10銘柄

(組入数:30銘柄)

	銘柄名	業種	テーマ	組入比率
1	ソニーグループ	電気機器	無形資産、知的財産	5.3%
2	九電工	建設業	脱炭素インフラ	5.3%
3	SOMPOホールディングス	保険業	高齢化社会	5.2%
4	日本電気	電気機器	DX	5.2%
5	サントリー食品インターナショナル	食料品	セルフケア	4.5%
6	インターネットイニシアティブ	情報・通信業	柔軟な働き方	4.4%
7	小松製作所	機械	インフレーション	4.3%
8	ZOZO	小売業	インフレーション	4.1%
9	日本製鋼所	機械	脱炭素インフラ	3.6%
10	日立製作所	電気機器	脱炭素インフラ	3.4%

※業種は東証33業種分類としています。

※テーマはマニュライフ・インベストメント・マネジメント株式会社による独自の分類としています。

※組入比率は純資産総額に対する比率です。

※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

年間收益率の推移



*1:2020年:設定日(2020年9月1日)～2020年12月末の收益率 *2:2023年:2023年1月～2023年9月末の收益率

※ファンドの年間收益率は税引き前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの運用実績は、あくまでも過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

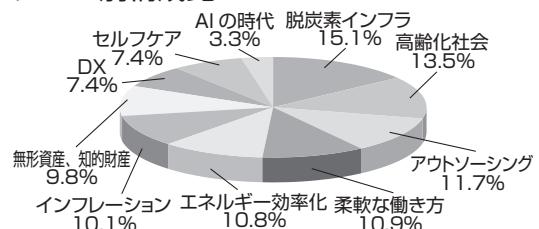
基準価額	13,693円
純資産総額	14.1億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

-	-
-	-
2021年9月	0円
2022年9月	0円
2023年9月	0円
直近1年間合計	0円
設定来合計	0円

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

テーマ別構成比



手続・手数料等 – お申込みメモ

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 (詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 (詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
購入の申込期間	2023年12月21日から2024年6月20日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等の取引停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
信託期間	2030年9月20日まで(2020年9月1日設定)
繰上償還	信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、委託会社の判断により繰上償還を行う場合があります。
決算日	毎年9月20日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は、委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定しますが、信託財産の成長に資することに配慮して分配を行わないことがあります。(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
信託金の限度額	1兆円とします。
公告	電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 www.manulifeim.co.jp/ ただし、当該公告方法に支障がある場合には、日本経済新聞による公告を行います。
運用報告書	毎年9月の決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、NISA(少額投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1月1日以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

手続・手数料等 – ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、 <u>3.3%</u> (税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせ下さい。								
信託財産留保額	ありません。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用 (信託報酬)	毎日のファンドの純資産総額に年率1.793%(税抜1.63%)を乗じて得た額とします。 <table border="1"><thead><tr><th>運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)</td><td>年率0.80%</td></tr><tr><td>販売会社(運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)</td><td>年率0.80%</td></tr><tr><td>受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)</td><td>年率0.03%</td></tr></tbody></table> <p>ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。</p>	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率		委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)	年率0.80%	販売会社(運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率0.80%	受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)	年率0.03%
運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率									
委託会社(ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出等の対価)	年率0.80%								
販売会社(運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価)	年率0.80%								
受託会社(運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価)	年率0.03%								
その他の費用・手数料	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.2%(税込)を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。 ・法定書類等の作成費用とは、有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等にかかる費用です。 ・監査費用とは、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用です。 組入有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。 ・売買委託手数料は、有価証券等の売買の際に証券会社等に支払う手数料です。 ・信託事務の諸費用とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた利息等です。 これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。								

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

ファンドの税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税・地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税・地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

*上記は、2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

*少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ただし、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

*法人の場合は上記とは異なります。

*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO

 **Manulife** Investment Management